



埼玉県報

第519号
令和6年(2024年)
5月31日
金曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県産業技術総合センター公金事務委託（産業技術総合センター）

- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（産業技術総合センター）
- 令和6年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 妻沼西南土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 元荒川土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 東松山都市計画道路事業の認可（道路街路課）
- IC運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約）に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 一般国道122号の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する告示（保安課）

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

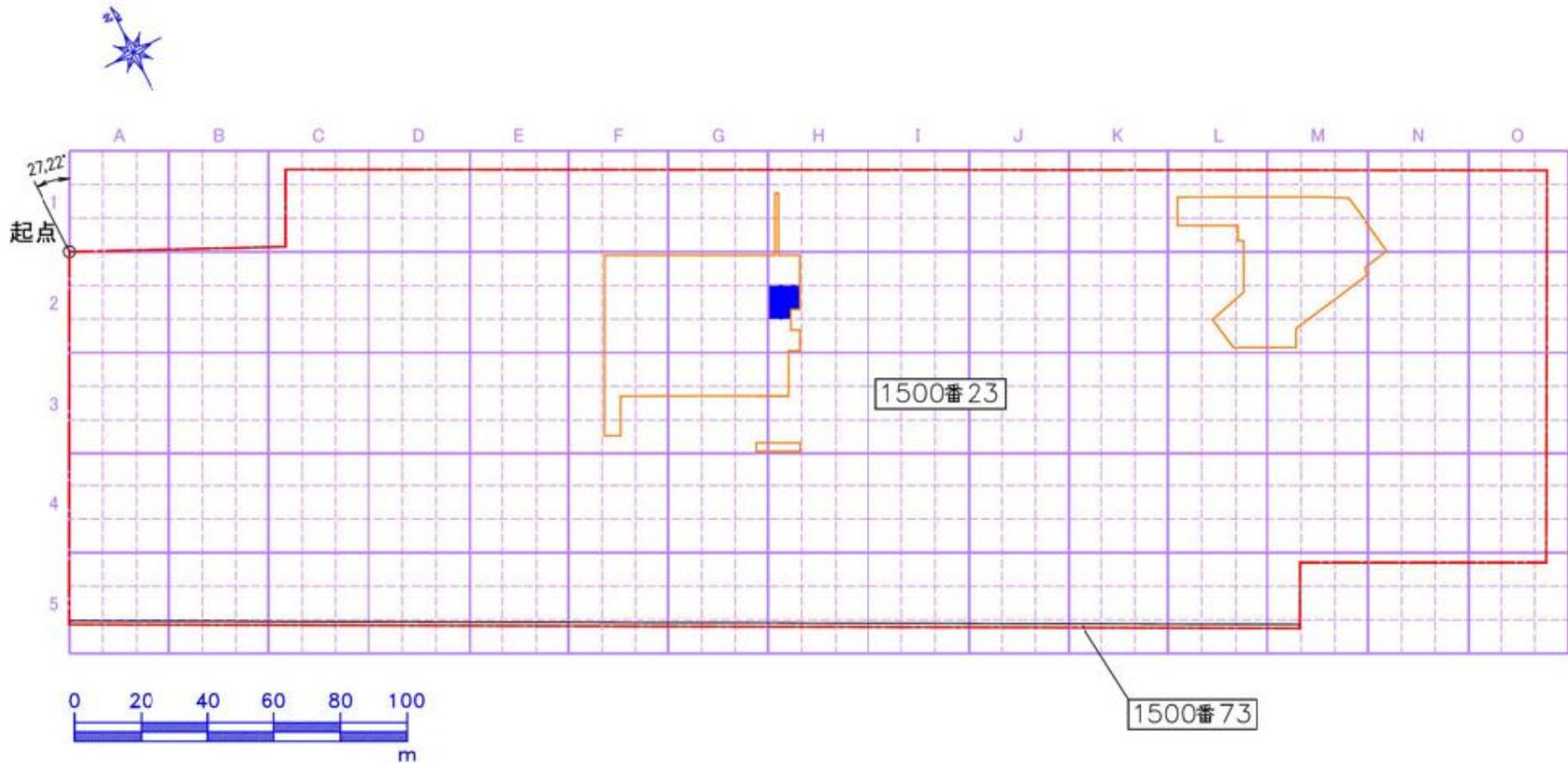
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番二十三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



凡 例

- 敷地境界線（土壌汚染状況調査の対象地）
- 30 m格子
- 10 m格子（単位区画）
- 起点
- 要措置区域に指定する区画
- 地番境界

【起点】
起点は埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1500番23の東北角とする

【格子の回転角度】
27.22°

□ 改築範囲

| | | |
|---|---|---|
| A | | |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

※ 単位区画の名称は右図の通りとする

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

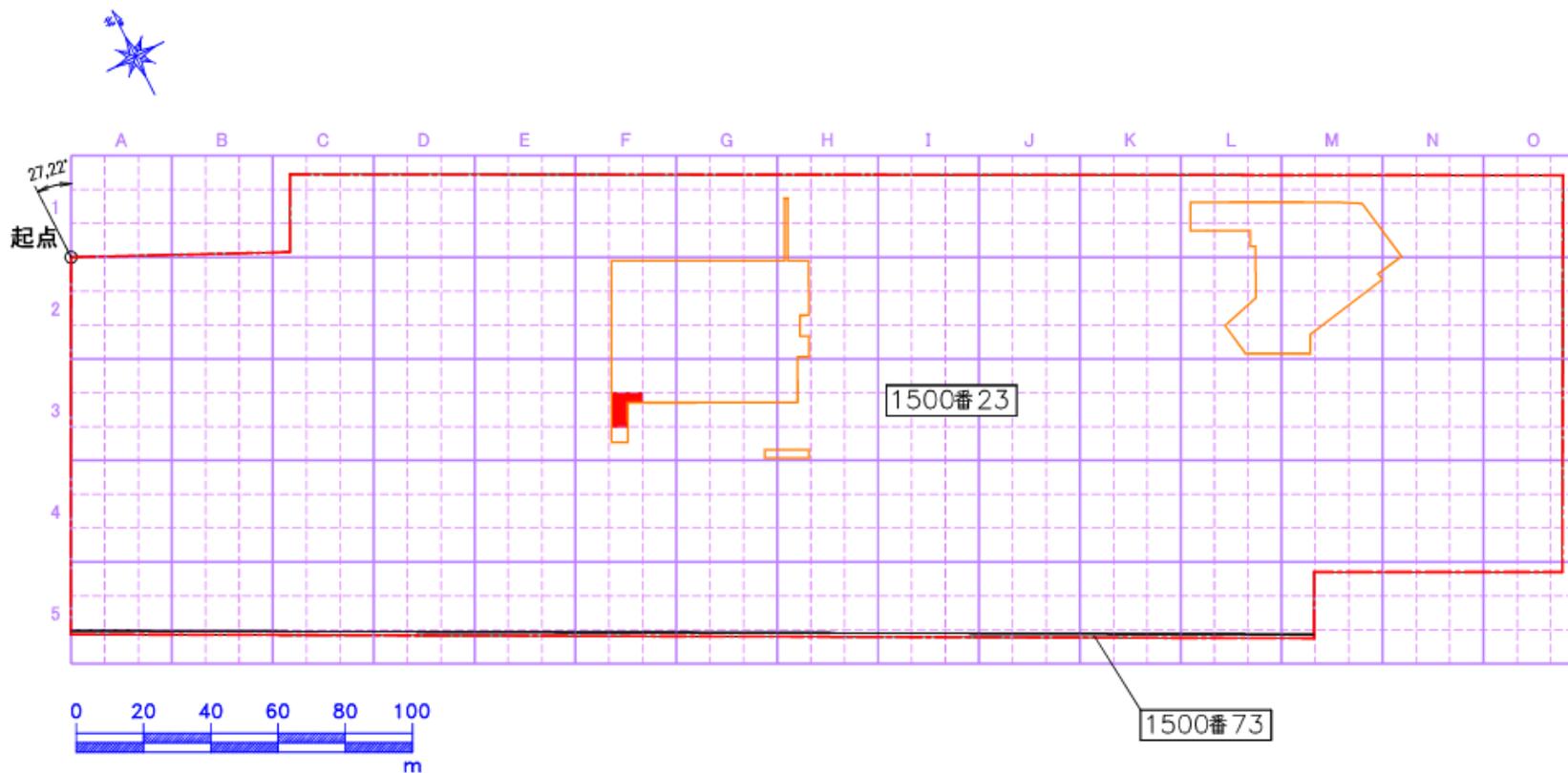
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番二十三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

地番：埼玉県ふじみ野市福岡二丁目

別図



凡 例

- 敷地境界線（土壌汚染状況調査の対象地）
- 起点
- 30 m格子
- 10 m格子（単位区画）
- ※ 単位区画の名称は右図の通りとする
- 【起点】
起点は埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1500番23の北端とする
- 【格子の目盛角度】
27.22°
- 改定範囲
- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 地番境界

| | | | |
|---|---|---|---|
| | A | | |
| | 1 | 2 | 3 |
| 1 | 4 | 5 | 6 |
| | 7 | 8 | 9 |

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第六百四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

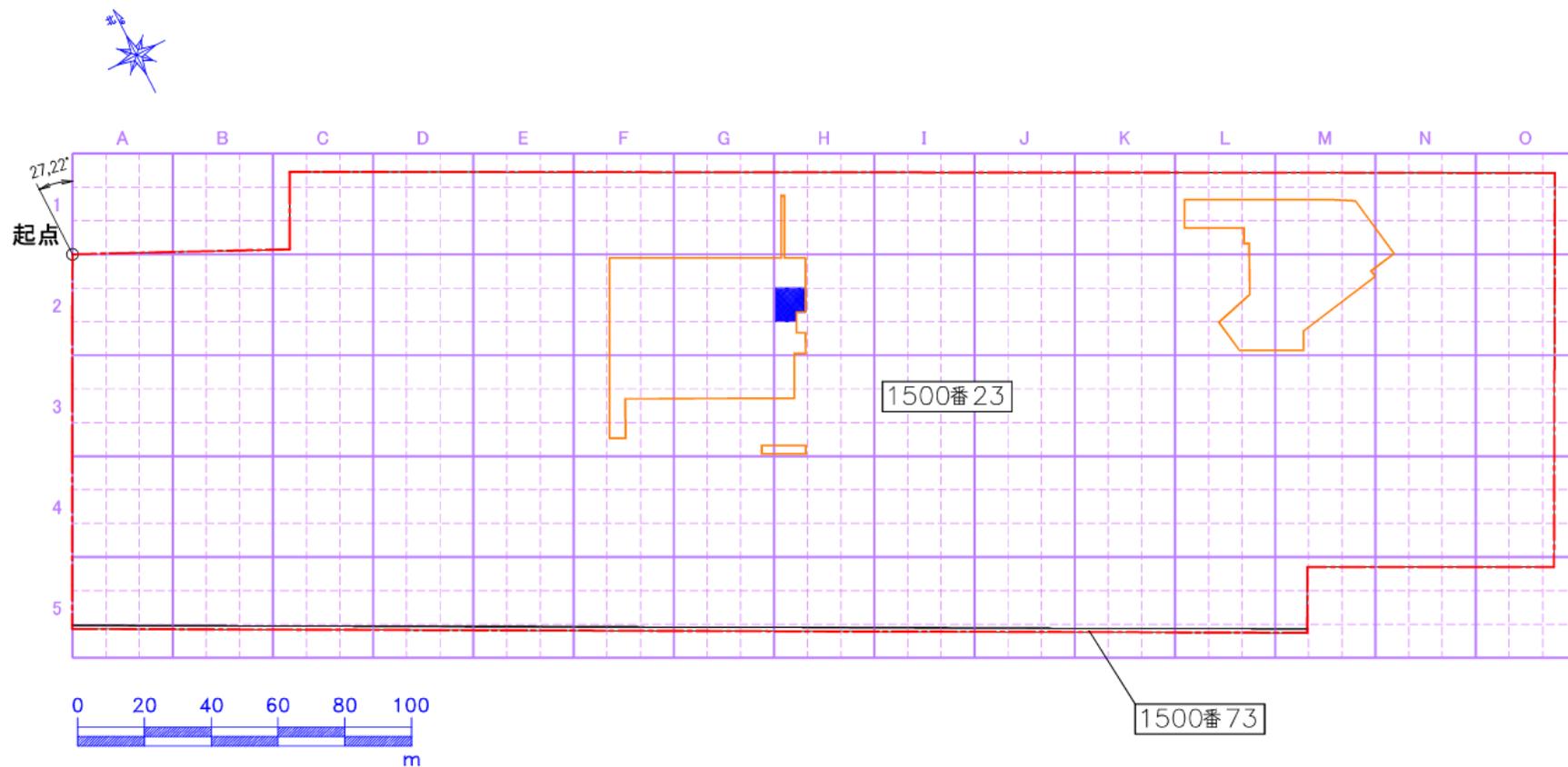
令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番二十三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県ふじみ野市福岡二丁目

別図



凡 例

- 敷地境界線（土壌汚染状況調査の対象地）
- 30 m格子
- 10 m格子（単位区画）
- 起点
- ※ 単位区画の名称は右図の通りとする

| | | | |
|---|---|---|---|
| | A | | |
| 1 | 1 | 2 | 3 |
| | 4 | 5 | 6 |
| | 7 | 8 | 9 |

- 【起点】
起点は埼玉県ふじみ野市福岡二丁目1500番23の最北端とする
- 【格子の回転角度】
27.22°
- 変更範囲
- 要措置区域を解除する区画
- 地番境界

告示

埼玉県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

| 名称 | 開設者名 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|------------|---------------|----------|
| 秩父市大滝国民健康保険診療所 | 秩父市 | 秩父市大滝四〇五八 | 令和六年四月一日 |
| 医療法人誠鶴会 安松クリニック | 医療法人誠鶴会 | 所沢市上安松一〇二四―七六 | 令和六年四月一日 |
| はなさき診療所 | 医療法人社団真誠の樹 | 加須市花崎北一―一六―一三 | 令和六年五月一日 |
| 小林医院 | 小林 秀城 | 加須市北下新井三一〇―二 | 令和六年四月一日 |
| 北あさか城北クリニック | 吉田 有徳 | 朝霞市朝志ヶ丘三―五―二 | 令和六年四月十日 |
| 宗岡みらい内科ハートクリニック | 前野 吉夫 | 志木市中宗岡三―二―二〇 | 令和六年五月一日 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------------|----------------------|------------------------------|--------------|
| すみれ薬局 | はまだ歯科クリニック | ブライトデンタルクリニック | 近藤歯科医院 | 所沢きたの歯科 | 草加谷塚クリニック | 岸内科クリニック | たにあい内科医院 | あいしんクリニック | おのづか在宅クリニック | 坂戸メデイカルクリニック |
| 株式会社ジョイ プランニング | 濱田 浩気 | 河野 慶吾 | 近藤 匠 | 北野 大介 | 一般会社 法人技 | 医療法人誠昌会 | 医療法人社団た にあい内科医院 | 須藤 利雄 | 医療法人丸源 | 小泉 良 |
| 鴻巣市屈巢三八四三一一 | 鴻巣市原馬室一一四一一 | 所沢市緑町四一一六一九 | 深谷市榛沢新田八五六一三 | 所沢市喜多町八一六 | 草加市谷塚上町五七四一三 | ふじみ野市うれし野一一六一六 | 富士見市上南畑二四〇一一 | 比企郡嵐山町むさし台三一二 七一一 | 鶴ヶ島市鶴ヶ丘二七一一二 クレセール・フジ二〇一号 | 坂戸市三光町二二一二五 |
| 令和六年四月 一日 | 令和元年十月 一日 | 令和六年五月 一日 | 令和六年四月 一日 | 令和六年五月 一日 | 令和六年四月 一日 | 令和六年四月 一日 | 令和六年四月 一日 | 令和六年五月 一日 | 令和六年四月 一日 | 令和六年五月 一日 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|--------------------|------------------------------|--------------|----------------------------|------------|-------------|---------------|-------------|-----------------------------|
| セキ薬局 沼南店 | のぞみ薬局 | ドラッグセイムス 朝霞駅前薬局 | ハート薬局 | せんり薬局 宗岡店 | あおば薬局 志木宗岡店 | ことぶき薬局 | セキ薬局 藤金店 | ウエルシア薬局川島上伊草店 | セキ薬局 武蔵藤沢店 | 訪問看護ステーション ちやいむ |
| 株式会社セキ薬品 | 株式会社グラム | 株式会社富士薬品 | 株式会社ハートメデイカル | 宗岡有限会社ホット・ワン | 株式会社天晴 | 有限会社種家 | 株式会社セキ薬品 | ウエルシア薬局株式会社 | 株式会社セキ薬品 | 合同会社あるく |
| 上尾市原市北一―一―一 | 草加市住吉二―三―二―二 | 朝霞市仲町二―一―六―一―〇 | 志木市本町五―一―〇―二六階 広優スクエア志木一階 | 志木市中宗岡三―二―一九 | 志木市中宗岡四―一九―一八 セザンヌ志木一号室 | 八潮市大瀬三―五―六 | 鶴ヶ島市藤金八九七―五 | 比企郡川島町上伊草一六―二 | 入間市下藤沢五―五―二 | 所沢市西新井町一七―一―九 フラワーズ所沢四〇三 |
| 令和六年五月一日 | 令和六年四月一日 | 令和六年三月二十四日 | 令和六年五月一日 | 令和六年五月一日 | 令和六年五月一日 | 令和六年三月二十六日 | 令和六年五月一日 | 令和六年四月一日 | 令和六年五月一日 | 令和六年四月一日 |

| | | | |
|-----------------------|-------------------|---------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーション ユースフル埼玉 | 株式会社LCG | 入間市野田三〇〇四―六 | 令和六年四月一日 |
| 訪問看護ステーション さわひな | 株式会社エイトピース | 春日部市備後東六一―一―三 〇コーポサンライズ一〇二号室 | 令和六年四月一日 |
| 医心館 訪問看護ステーション 小手指 | 株式会社アンビス | 所沢市小手指町三―二六―五 | 令和六年四月一日 |
| SOMPPOケア 所沢 訪問看護 | 株式会社 | 所沢市くすのき台三―一―二 中村ビル四階 四F―A号室 | 令和六年四月一日 |
| 医心館 訪問看護ステーション 熊谷 | 株式会社アンビス | 熊谷市肥塚四―一五〇 | 令和六年四月一日 |
| 訪問看護ステーション ルピナス毛呂山 | 株式会社メデイシステムソリュション | 入間郡毛呂山町若山一―二五―四 | 令和六年四月一日 |
| 訪問看護ステーション Curare | 医療法人江仁会 | 深谷市江原三四九―一 | 令和六年四月一日 |
| Mental Studio Lisment | 株式会社BAS E | 三郷市鷹野三―一―一サンラ イフ鷹野四一〇 | 令和六年四月一日 |
| 訪問看護ステーション あやめ熊谷江南 | 株式会社ファーストナース | 熊谷市江南中央二―一―一七 ハッピー七 一〇三号室 | 令和六年四月一日 |
| 菅野病院 訪問看護ステーション おれんじ | 医療法人寿鶴会 | 和光市本町二八―三 | 令和六年五月一日 |

二 指定施術機関

| 氏名 | | | | 住所 | | 名称 | | 所在地 | | 指定年月日 | |
|-------|--|--|--|----|--|-----------------------|--|------------------------------|--|-----------|--|
| 野上 真代 | | | | | | 新田鍼灸院 | | 狭山市広瀬東四―三四―一五 | | 令和六年四月一日 | |
| 齋藤 優輝 | | | | | | ひかり訪問鍼灸マツサージ | | さいたま市大宮区大成町三―三三九―二光ビル三階 | | 令和六年四月一日 | |
| 野上 靖生 | | | | | | 朝霞台鍼灸整骨メデイカルケア院 | | 朝霞市三原三―一―一三 | | 令和六年五月一日 | |
| 中嶋 晶乃 | | | | | | 川越ステーション KEIROW | | 川越市霞ヶ関北二―六―一―一〇三 | | 令和六年四月十六日 | |
| | | | | | | さいたま市緑区スティーション KEIROW | | さいたま市緑区中尾三四三―一―二〇一 | | | |
| | | | | | | 入間ステーション KEIROW | | 入間市東藤沢四―一六―一―二―二〇二 | | | |
| | | | | | | 東武練馬ステーション KEIROW | | 東京都板橋区徳丸一―九―一七CASA―NASU二〇五号室 | | | |

告示

埼玉県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------------|------|------------|--------------|
| 柴崎循環器科泌尿器科医院 | 名 | 柴崎外科循環器科医院 | 柴崎循環器科泌尿器科医院 |
| 伊勢医科歯科クリニック | 名称 | 伊勢歯科クリニック | 伊勢医科歯科クリニック |

二 指定施術機関

| 氏名 | 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----------------------|---------------|-------------------|--------------------------------|
| | 所在地 | 名称 | | |
| 内田 京子 | 東京都北区中里二丁目三十三番ビル三〇五号室 | Massage治療院 駒込 | Massage指圧治療院 高幡不動 | 東京都日野市万願寺六―一六―七ファーストマンション一〇三号室 |

告示

埼玉県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------------------|-------------------------------|------------|
| 八鍬整形外科医院 | 飯能市緑町一六一二 | 令和六年三月三十一日 |
| 秩父市大滝国民健康保険診療所 | 秩父市大滝九二五 | 令和六年三月三十一日 |
| 医療法人 誠鶴会 安松クリニック | 所沢市上安松一二九九一 | 令和六年三月三十一日 |
| 小林医院 | 加須市北下新井三二〇一二 | 令和六年三月三十一日 |
| 北あさか城北クリニック | 朝霞市朝志ヶ丘三一五一一 | 令和六年四月九日 |
| おのづか在宅クリニック | 鶴ヶ島市鶴ヶ丘二七一一ニクレセー ル・フジ二〇一号室 | 令和六年三月三十一日 |
| 鈴木医院 | 志木市中宗岡二一一四一二五 | 令和六年三月三十日 |

| | | |
|------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 岸内科クリニック | ふじみ野市うれし野一―六―六 | 令和六年三月三十 一日 |
| 医療法人社団 A・T EK 新狭山駅デン タルクリニック | 狭山市新狭山三―二―一 | 令和二年三月三十 一日 |
| 稲葉歯科医院 | 北葛飾郡杉戸町杉戸三―九―二〇 | 令和六年三月三十 一日 |
| ファミリーデンタル クリニック | 大里郡寄居町用土一四七九―四 | 令和六年三月二十 五日 |
| 関口歯科医院 | 秩父郡皆野町皆野二三六八―一 | 令和六年三月三十 一日 |
| 近藤歯科医院 | 深谷市榛沢新田八五六―三 | 令和六年三月三十 一日 |
| 澤田歯科医院 | 入間市下藤沢三一三―三 | 令和六年三月三十 一日 |
| わかば歯科クリニッ ク | 新座市東北二―三四―一ニグランディ ール F | 令和六年二月二十 九日 |
| タケハナ歯科医院 | 三郷市高州二―二七八―一 | 令和六年三月三十 一日 |
| 永井歯科医院 | 幸手市幸手七七―一 | 令和六年三月三十 一日 |
| 林歯科 | 鴻巣市東一―四―一八 | 令和六年四月一日 |

| | | |
|--------------------|---------------|------------|
| ウエサカ薬局 | 蓮田市閩戸四一三二一四 | 令和六年三月三十日 |
| ことぶき薬局 | 八潮市南川崎八三八一 | 令和六年三月二十五日 |
| ドラッグセイムス 朝霞駅前薬局 | 朝霞市仲町二一六〇二 | 令和六年三月二十三日 |
| 第一薬局 戸田公園 駅前店 | 戸田市本町一六一六 | 令和六年三月三十一日 |
| のぞみ薬局 | 草加市住吉二二三二二 | 令和六年三月三十一日 |
| すみれ薬局 | 鴻巣市屈巢三八四三一 | 令和六年三月三十一日 |
| ウエルシア薬局 島上伊草店 | 比企郡川島町上伊草一六一二 | 令和六年三月三十一日 |
| センター薬局 桶川店 | 桶川市下日出谷西三三四 | 令和五年四月三十日 |

二 指定施術機関

| 氏名 | 住所 | 施術所 | | 廃止年月日 |
|------|----|----------------|-----------------------------|----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 吉澤 悟 | | ふじみ野ライフ接 骨院 | 富士見市ふじみ野東 一―二一―一―四〇 三 | 令和六年五月一日 |

告 示

埼玉県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|-----------------------------------|----------------|-----------|
| 医療法人社団 米寿 会 なかた呼吸器科 内科クリニック | 桶川市倉田字西窪台二五五―五 | 令和六年六月三十日 |

告示

埼玉県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|------------|------------------------------|------------|
| あい小児科クリニック | 八潮市八條一五六七 八潮 団地二五号棟第一〇一号室 | 令和六年三月二十三日 |
| おぞ歯科医院 | 鴻巣市新宿一―一五三 | 令和六年三月二十七日 |

告示

埼玉県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------------|--------------|------------------------|-------------------------|---------|
| 須田歯科医院 | | くわのみ本郷クリニック訪問リハビリテーション | | 名称 |
| 朝霞市西原一 ―六―五 | | 所沢市本郷二 六八―一 | | 所在地 |
| 須田 勝行 | | 社会福祉法人 桑の実会 | | 開設者名 |
| 介護予防居宅 療養管理指導 | 居宅療養管理 指導 | 訪問リハビリ テーション | 介護予防訪問 リハビリテー ション | サービスの種類 |
| 令和六年二月一 日 | | 令和六年三月一 日 | | 指定年月日 |

告示

埼玉県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | サービスの種類 |
|---------------|--------|--------------|--------------|-----------------------------------|
| ホーム下新倉 | 事業所所在地 | 桶川市寿二二―二 | 鴻巣市本町三―七―九 | 居宅介護支援 |
| ケアステーション・オリーブ | 事業所所在地 | 東京都板橋区三園一―一九 | 東京都板橋区成増四―三三 | 認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護 型通所介護 |

告示

埼玉県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 所在地 | サービスの種類 | | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------|----------|--------------|--------------|
| ウエルシア薬局川島上伊草店 | 比企郡川島町上伊草一六一二 | 居宅療養管理指導 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和六年三月三十一日 |
| 秩父生協病院 | 秩父市阿保町一―一 | 居宅介護支援 | | 平成十六年六月三十日 |
| ケアステーション・オリーブ | 桶川市寿二―二―二 | 訪問介護 | | 平成二十八年二月二十九日 |
| 医療法人社団協友会 吉川中央総合病院 | 吉川市平沼一―一 | 短期入所療養介護 | | 平成十八年六月三十日 |

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和六年八月一日から同月三十日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画視聴のページについては、別途埼玉県生活衛生課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/6hou/jourei-kaisei.html>）に掲載する。

ロ 会場配信での実施

令和六年八月二十七日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん北本

埼玉県北本市北中丸一丁目七十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月二十一日

ニ 届出年月日

令和六年五月二十一日

二 縦覧期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん北本

埼玉県北本市北中丸一丁目七十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千四百二十一平方メートル

（変更後） 三千七百八十八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二百二十一台

（変更後） 駐車場 位置 図面省略 収容台数 百四十一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 百八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 百九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三百九十二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四百五十五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 七十五立法メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 七十九・五立法メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで

（変更後） 午前六時から午後十時まで 外

ハ 変更年月日

令和七年一月二十二日

ニ 届出年月日

令和六年五月二十一日

二 縦覧期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

| 公 金 事 務 | 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地 | 委 託 期 間 |
|---|---|------------------------|
| 埼玉県産業技術総合センターの公共料金の支出事務及び駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）使用料の徴収事務 | 株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 | 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで |

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
582,802,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百六十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和六年八月三日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。

なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県産業人材育

成課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/>）

index.html)で案内する。

ロ 持参による場合

次の必要書類を埼玉県産業人材育成課へ持参すること。

なお、持参する前に電話で予約すること。

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書(受験票に六十三円分の郵便切手を貼り付けること。)

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 写真(申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。)二枚

(5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類

(6) 長形三号(長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル)の封筒(受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十四円分の郵便切手を貼り付けること。)一通

六 受付期間

令和六年六月三日(月)から六月二十八日(金)まで。ただし、持参による申請の受付時間は、受付期間内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

七 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者については、試験手数料は不要とする。

なお、インターネットによる申請の場合、可否通知用郵便切手代八十四円を加算して納付すること。

ロ 納付方法

受験案内で指定する方法により納付すること。

八 合格発表

令和六年八月二十三日(金)から八月二十九日(木)まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

九 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業人材育成課、

各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当

電話〇四八（八三〇）四五九八

告示

埼玉県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-------------------|
| 監事 | 川田 光治 | 埼玉県熊谷市上江袋千三百四十二番地 |

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月二十七日認可した。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県さいたま市

告 示

埼玉県告示第六百六十三号

令和五年埼玉県告示第千四百七十五号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

令和六年埼玉県告示第十二号で公示した公共測量は、令和六年五月十四日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

令和五年埼玉県告示第千二十二号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県都市整備部都市計画課から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画道路事業三・五・十三号第一小学校通線

三 事業施行期間

令和六年五月三十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県東松山市箭弓町一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

| 品名 | 規格 | 金額（税抜き） |
|--------------------------|-----------|----------|
| I C 免許証作成用カード基体 優良用 | 300枚×3 | 422,000円 |
| I C 免許証作成用カード基体 一般用 | 300枚×3 | 422,000円 |
| I C 免許証作成用カード基体 新規用 | 300枚×3 | 422,000円 |
| 運転経歴証明書作成用カード基体 | 300枚×1 | 135,500円 |
| インクリボン | 2,000枚用×1 | 117,000円 |
| 裏面印字リボン I D - 7 R K 2000 | 2,000枚用×1 | 16,000円 |

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|------------------------------|------------------|
| <p>川口市朝日一丁目 七番二一地先から 同市朝日一丁目 七番二一地先まで</p> | | 区 間 |
| <p>一九・五〇 ） 二四・八八</p> | <p>一八・〇〇 ） 二四・八八</p> | 敷地の幅員 (メートル) |
| <p>八・八</p> | | 延 長 (メートル) |
| <p>通学路グリーンスポット整備事業による。</p> | | 備 考 |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部久喜線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|--|-------------------------|
| <p>久喜市本町四丁目六一番二地先から 同市本町四丁目四〇三番一地先まで</p> | <p>久喜市本町四丁目六一番二地先から 同市本町四丁目四〇三番一地先まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>二三・〇五〇 二三・四九</p> | <p>一〇・七七〇 一三・八三</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>一一七・二六</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東武動物公園停車場線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------|------------------------------------|-----------------|
| 丁目一六二四番一地先まで | 南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番 一地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二 | 区 間 |
| 三三・〇〇 | 二〇・〇〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 三九一・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

| | |
|---|----------------|
| <p>東武動物公園停車場 線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで(ただし、関係図面 に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和六年五月三十一日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>令和六年五月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下高野杉戸線
- 三 道路の区域

| | | |
|---|---------------|-----------------|
| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
| 一九九番一地先まで 番三地先から同郡同町杉戸三丁目 北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一九九 | | 区 間 |
| 一六・〇〇〃 三〇・〇〇〇 | 七・六〇〃 七・七〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一一・八七 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第一号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二條第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和六年五月十七日 |
| 指定に係る道路の位置 | 埼玉県飯能市大字双柳八百九十九、九百五十一、九百五十二及び九百六の各一部並びに、八百九十九、九百五十一、九百五十二、九百六、九百七十一及び九百七十二の各先 |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 六十・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・〇 |

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年五月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年六月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ロ その他

埼玉県公安委員会告示第81号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

令和6年5月31日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

| 医師の氏名 | 勤務先の名称 | 勤務先の所在地 | 診断の対象者 |
|-------|------------------------------|-------------------------------|---|
| 山内 俊雄 | 埼玉医科大学病院 | 入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者 |
| 岡島 宏明 | 社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メディカルセンター | 入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 | |
| 相川 博 | 大宮西口メンタルクリニック | さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階 | |
| 山内 俊雄 | 埼玉医科大学病院 | 入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者 |
| 岡島 宏明 | 社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メディカルセンター | 入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 | |
| 相川 博 | 大宮西口メンタルクリニック | さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階 | |
| 奥平 智之 | 医療法人山口病院 | 川越市脇田町16番地13 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者 |
| 根岸 輝彦 | 医療法人社団彩輝会 ねぎし内科・神経内科クリニック | さいたま市中央区下落合2丁目19番16号 | |
| 磯野 浩 | 医療法人昭友会埼玉森林病院 | 比企郡滑川町和泉704番地 | |